

国内旅行総合保険、国内航空傷害保険をご契約いただくお客さまへ
(必ずお読みください。❗印を記載した項目はお客様にとって特に重要な情報ですので、ご注意ください。)

重要な事項等のご説明

(重要事項等説明書)

AIU保険会社
エイアイユーインシュアランスカンパニー

ご契約の概要について～契約概要～

この「ご契約の概要について～契約概要～」はご契約に際し、保険商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項をわかりやすく説明したものです。お申込み前に必ずご一読のうえ、内容をご確認ください。ご契約後も大切に保管くださいますようお願いいたします。また本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては別途ご契約のしおりを十分ご覧いただくことをあわせてお願いいたします。ご不明な点については、取扱代理店または弊社までお問合せください。

1. 商品の仕組みについて

この商品は「国内旅行総合保険」、「国内航空傷害保険」でおケガによる死亡・後遺障害、入院、通院、手術等をされた場合等を主に補償する保険です。各補償内容等詳細につきましては「保障(補償)内容について」にてご確認ください。

2. 保障(補償)内容について

(1) 保険金をお支払いする場合

支払われる主な保険金は次のとおりです。詳細はご契約のしおり等でご確認ください。

(付随保険金について詳しくは、パンフレットの概要等をご覧ください。)

死亡保険金

旅行行程中(「国内航空傷害保険」の場合は保険証券記載の区間を飛行する航空機搭乗中)の偶然な事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。

後遺障害保険金

旅行行程中(「国内航空傷害保険」の場合は保険証券記載の区間を飛行する航空機搭乗中)の偶然な事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。(ただし、保険期間を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。)

入院保険金

旅行行程中(「国内航空傷害保険」の場合は保険証券記載の区間を飛行する航空機搭乗中)の偶然な事故によるケガがもとで、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院の日数に対して、1日につき、入院保険金日額をお支払いします。

手術保険金

旅行行程中(「国内航空傷害保険」の場合は保険証券記載の区間を飛行する航空機搭乗中)の偶然な事故によるケガがもとで、上記入院保険金がお支払われる場合において、その治療のため、手術を受けられた場合に、手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。

通院保険金

旅行行程中(「国内航空傷害保険」の場合は保険証券記載の区間を飛行する航空機搭乗中)の偶然な事故によるケガがもとで、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合に、通院の日数に対しても90日間を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。また、平常の生活または業務に支障がない程度に治ったとき以降の通院に対しては保険金をお支払いできません。

❗(2) 保険金をお支払いできない主な場合

- ・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意
- ・ 自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った傷害
- ・ 自動車などの無資格運転、酒酔い運転、麻薬等服用時の運転中に被った傷害
- ・ 脳疾患、疾病または心神喪失によって被った傷害
- ・ 妊娠、出産、早産、流産または外科的手術やその他の医療処置によって被った傷害
- ・ 戦争、暴動等によって被った傷害
- ・ 核燃料物質等の有害な特性により被った傷害
- ・ 頸部症候群(むちうち症)または腰痛で他覚症状のないもの
- ・ 山岳登山(ビッケル等の登山用具を使用するもの)、スカイダイビング、ハンググライダー等の危険度の高いスポーツをしている間の事故により被った傷害
- ・ 自家用飛行機等操縦中の事故により被った傷害
- ・ 有毒ガス、有毒物質を継続的に吸入、吸収、摂取したことによる中毒症状(偶然かつ一時に吸入、吸収、摂取したことによる中毒症状は除きます。)および細菌性食物中毒(ただし、国内旅行総合保険の場合、細菌性食物中毒はお支払の対象となります。) など

3. 付帯できる主な特約およびその概要について

この保険にセットできる特約をご用意しています。詳細はご契約のしおり等でご確認ください。

4. 保険期間について

損害保険契約の保険期間は、多くの場合1年間です。ただし、1年超の契約や1年未満の契約もあります。保険契約は満期が来ると通常は継続ができます。満期日の管理と継続手続きは、保険契約者自身で行うことが原則です。

5. 引受条件（保険金額等）について

(1)保険金額等について

パンフレット等に記載の保険金額をご確認ください。

(2)その他引受に関する条件について

ご加入プランをお選びいただく際には、必要な補償額に見合った無理のないプランをお選びください。既にこの保険と同種の補償内容を担保する別の保険契約等をお持ちの方は、両方の保険金額を合計してご勘案ください。（年齢、健康状態、お仕事内容、保険金額の自社他社合算の合計額、その他の事由からご希望のプランのお引き受けができない場合もございますので、あらかじめご了承ください。）

6. 保険料に関する事項について

保険料は、保険金額、保険期間、お仕事の内容（お仕事中のケガにも保険金をお支払いする場合のみ）等によって決定されます。詳しくは取扱代理店または弊社までお問合せください。また、実際にご契約いただくお客様の保険料につきましては、申込書にてご確認ください。

7. 保険料の払込みに関する事項について

保険料はご契約およびご契約内容の変更と同時に支払ってください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガに対しては保険金をお支払いできません。

8. 配当金に関する事項（配当金の有無、配当方法、配当額の決定方法）について

当保険商品には契約者配当金はありません。

9. 解約返戻金等の有無およびそれらに関する事項について

契約途中で解約された場合の返戻金は払込保険料の合計額よりも少ない金額になります。特に満期近くで解約された場合の返戻金はまったくないか、あってもごくわずかとなります。詳しくは取扱代理店または弊社までお問合せください。

ご質問・ご相談等のお問合せ先につきましては、最終項にてご確認ください。

ご契約の際にご注意いただきたい事柄～注意喚起情報～

この「ご契約の際にご注意いただきたい事柄～注意喚起情報～」はご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。ご契約後も大切に保管ください。また本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては別途ご契約のしおりを十分ご覧いただくことをあわせてお願いいたします。ご不明な点については取扱代理店または弊社までお問合せください。

1. クーリングオフ（契約申込みの撤回等）について

個人がご契約する保険期間が1年を超える保険契約の場合、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳しくは取扱代理店または弊社までお問合せください。

2. 告知義務等について

(1)ご契約者や被保険者には契約上重要な事柄について、ありのままを正しく告知していただく義務があります。

ご契約のお申込みにあたっては、現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態、ご職業などについて書面でおたずねし、これらの内容に基づいてご契約をお引受できるかどうか、決めさせていただいております。

他のご契約者との公平性を保つため、健康状態やお仕事内容などによってはご契約をお断りすることがあります。

他の保険契約については、「多重契約による保険金詐欺防止」のためにお伺いするものです。

(2)お申込みや保険契約締結の際に告知していただいた内容が事実と違った場合には、保険金・一時金等をお支払いできないことがあります。また、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりしますと当社は「告知義務違反」として契約を解除することがあります。

(3)上記告知につきましては、取扱代理店または弊社にご連絡ください。（弊社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権を有しており、当該告知受領権も有しております。）

3. 責任開始日について

(1)保険責任は保険証券に記載された保険期間の初日の午前0時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻）以降で、「国内旅行総合保険」の場合は旅行の目的をもって住居を出発してから、「国内航空傷害保険」の場合は待合ロビー等の搭乗者に限り入場可能な飛行場構内に入場してから開始します。

(2)保険料はご契約およびご契約内容の変更と同時に支払ってください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガに対しては保険金をお支払いできません。

4. 支払事由に該当しない場合および免責事由等の保険金をお支払いできない場合のうち 主なものについて

保険金等のお支払いができない場合があります。詳しくは「ご契約の概要について」をご確認ください。

5. 保険料の払込猶予期間等について

保険料はご契約およびご契約内容の変更と同時に お支払いください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガに対しては保険金をお支払いできません。

6. 解約と解約返戻金について

解約返戻金の有無等については「ご契約の概要について」をご確認ください。

7. 財産の状況の変化による保険金等の削減について

(1) 保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金の支払いや返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されることがあります。

(2) 損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象種目であり、補償割合は以下のとおりです。

保険期間が1年以内の場合：

保険金、返戻金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

保険期間が1年超の場合：

保険金、返戻金等は原則として90%まで補償されます。ただし引受保険会社の経営が破綻した時点で、保険料等の算出の基礎となる予定利率が高い場合には、契約条件により補償割合は90%を下回ることがあります。

8. 個人情報の取扱いについて

弊社は、皆様にご信頼いただき、選んでいただける保険会社となるため、皆様の大事な個人情報を以下のとおり取り扱います。

(1) 個人情報の利用目的

弊社は、個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。

各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い

関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理

弊社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実

その他保険に関連・付随する業務

(2) 収集する個人情報の種類と収集方法

弊社は、保険申込書、変更(異動)承認請求書、告知書及び車検証写し、運転免許証写し、他社保険証券写し、その他関係書類の受領等の方法により、ご本人の住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号、健康状態等、保険契約の締結、維持管理、商品のご案内ならびに諸サービスの提供に必要な個人情報を収集しています。

(3) 個人情報の提供

弊社は、次の場合を除いて、ご本人の個人情報を外部に提供することはありません。

あらかじめ、ご本人が同意されている場合

利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（弊社代理店を含む）へ委託する場合

ご本人または公共の利益のため必要であると考えられる場合

再保険（再々保険以降の出再を含む）のため、再保険を取り扱う他の会社に提供する場合

ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合

その他法令に根拠がある場合

(4) 個人情報の取扱いに関するお問い合わせ先

AIU 保険会社 お客様情報相談窓口：〒130-8560 東京都墨田区錦糸 1-2-4 AIG タワー

電話 0120-336-112（フリーダイヤル）

（受付時間：土日・祝日・年末年始を除く 午前9時～午後5時）

詳細は弊社ホームページをご参照下さい。（URL: <http://www.aiu.co.jp/footer/privacy.htm>）

ご質問・ご相談等のお問合せ先につきましては、最終項にてご確認ください。

その他の事項

1. お申し込みの際、ご注意いただくこと

(1) 保険契約申込書に「ご記名・ご捺印」または「ご署名」をなされる前に下記事項をぜひ確認してください。

保険契約申込書に記載されていることに間違いはありませんか。

a) 知っている事実を記入されなかったり、または事実と相違することを記入されたときは保険金をお支払いできないことがあります。

特に職業・職務、年齢、健康状態、他の傷害保険契約、過去における傷害保険金請求・受領の有無などにご注意ください。他の保険契約については、「多重契約による保険金詐欺防止」のためをお願いするものです。

(注)ここでいう「他の傷害保険」とは、他の国内旅行総合保険、他の国内航空傷害保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、グループ傷害保険、所得補償保険、積立普通傷害保険、積立家族傷害保険、積立ファミリー交通傷害保険、ライフスタイル傷害保険、積立女性保険などの傷害保険をいいます。

b)死亡保険金受取人を指定し、他人を被保険者(保険の対象となる方)とする契約を結ぶときは、必ず被保険者の同意を得てください。同意を得ないで他人を被保険者とする保険契約を結んだときは、保険契約は無効となります。ただし、死亡保険金受取人の指定のない場合は、この限りではありません。

上記 b)以外にも、ご契約の際、次の事実があったときは、保険契約は無効となります。

a)保険契約に関し、保険契約者、被保険者(保険の対象となる方)または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)に詐欺の行為があったとき

b)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、すでに事故またはその原因が発生していたことを知っていたとき

(2)保険料は、ご契約と同時に払込みください

保険契約では、保険会社(代理店)が保険料を領収してはじめて保険金支払いの責任を負うことになっておりますので、保険料(分割払いの場合は第1回分割保険料)は必ずご契約と同時に払込みくださるようお願いいたします。

(3)死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額(ご契約金額)などの設定についてご注意いただくこと
ご契約の際、死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額などのご契約金額を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

(4)年齢や告知内容により、前年度と同じ条件でご契約を更改できない場合があります。

(5)この保険は日本国内において発生した事故に対して保険金を支払うものですが、次の場合は日本国外において発生した事故に対しても保険金を支払います。

被保険者が搭乗している航空機または船舶が通常の航路により日本国外を通過する場合。

被保険者が搭乗している航空機または船舶が第三者に不当に支配されたことにより日本国外に出た場合。

2. ご契約後にご注意いただくこと

(1)他の傷害保険契約についてのご注意

ご契約後、身体の傷害に対して保険金を支払う他の傷害保険契約を同一被保険者(保険の対象となる方)について結ぶとき、またはこれらの保険契約があることを知ったときは、ただちに取扱代理店または弊社へご連絡願います。他の保険契約については、「多重契約による保険金詐欺防止」のためにお願するものです。ご通知がないときは、保険金をお支払いできないことがあります。

(2)保険契約者の住所変更についてのご注意

ご契約後、保険契約者が住所または、通知先を変更したときは、ただちに取扱代理店または弊社へご連絡願います。

3. 事故が起きた場合

万一、事故が起きた場合には、ただちに取扱代理店または弊社にご連絡いただき、その後の処理についてご相談ください。また、被害者との間で賠償額を決定(示談)される場合には、必ず事前にご連絡ください。正当な理由がなくご通知がない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の業務・事務の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

<p>【保険に関するお問合せ・ご相談・苦情は】 本重要事項等説明書または保険証券記載の取扱代理店 または弊社取扱部支店の電話番号までご連絡ください。 また、本店へお電話いただく際は右記までご連絡ください。</p>	<p>電話 0120-757-151(フリーダイヤル) (受付時間: 土日・祝日・年末年始を除く 午前9時~午後5時)</p>
<p>【保険に関するご相談・苦情は】 保険会社との間で問題を解決できない場合には、外国損害保険協会にご相談いただくこともできます。</p>	<p>外国損害保険協会 電話 03-5425-7854 (受付時間: 土日・祝日・年末年始を除く 午前9時~午後5時)</p>

取扱代理店のお問合せ先につきましては、パンフレットにてご確認ください。